

平成 29 年度 指定管理者モニタリングレポート
(指定管理者の管理運営業務評価結果)

施設名	八尾市立しおんじやま古墳学習館
所在地	八尾市大竹五丁目 1 4 3 番地の 2
所管課	教育総務部文化財課

指定管理者	名 称 特定非営利活動法人歴史体験サポートセンター楽古 代表者 代表理事 福田 和浩 住 所 大阪府南河内郡河南町大字白木 1 1 5 2 番地
指定期間	平成 25 年 4 月 1 日 ～ 平成 30 年 3 月 31 日 (5 年間)

1. 利用者の平等利用の確保及びサービスの向上

○利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られたか	評価結果
開館日・開館時間、利用料金の取扱い、報告書の提出等適正に行われている。 施設の利用案内や実施事業などについて、様々な方法を工夫して情報提供を行っている。 子どもたちから大人までが興味を持てる展示や体験学習等、提案・自主事業のいずれも確実に実施されている。 【利用者アンケート（利用者の満足度等）】 ①調査の概要（調査対象、調査時期、調査方法、回答状況） ・調査対象：施設利用者 ・調査時期：平成 29 年 10 月 7 日～平成 29 年 11 月 30 日 ・調査方法：施設内でアンケート用紙を配布し回答を得る ・回答状況：アンケート用紙 122 枚を配布、122 枚を回収（回収率 100%） ②アンケート結果の概要（利用者の満足度等） 受付の対応については 90%が満足、施設の清掃については 95%が満足、展示については 96%が満足という結果で施設利用者の満足度は高く好印象であり、特に、展示の説明や体験に対する評価や講座の内容を評価する声が高い。	S

2. 公の施設の効用発揮

○公の施設の効用を最大限に発揮されたか	評価結果
概ね事業計画書の目標通りの利用実績を上げており、利用案内や広報活動に工夫が行われている。ボランティアをはじめとする市民参加・市民協働による清掃活動などの取り組みを行い、八尾環境フェスティバルへの参加など地域・関係機関等との連携を図り、公の施設の効用を発揮している。	A

3. 適切な維持管理及び管理経費の縮減

○公の施設の適切な維持及び管理が図られるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られたか	評価結果
緊急事態発生時に備え、マニュアルの整備と職員への周知がなされている。 施設管理、設備の点検・保守、古墳・施設の清掃、外構・植栽の管理等適正に行われている。 ボランティアや地域との協働により清掃作業を行うなど、管理経費の縮減に関する取り組みがなされている。	S

4. 団体の人員、資産その他の経営規模及び能力

○公の施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しているか	評価結果
業務執行に適切な人員配置が行われ、適正な運営が行われている。 市と指定管理で十分な連絡がなされ、情報の共有が図られている。 団体の経営状況に問題はなく、適切な労働環境が保持されている。	A

5. その他施設の性質または目的に応じた基準

○その他市長が公の施設の性質又は目的に応じて別に定める基準を満たしたか	評価結果
施設の設置目的及び関連法規について理解し、適切に管理運営を行っている。 利用料金の取扱いが適切で、事業計画書・収支決算書等の提出は適正に行われている。 様々な世代や幅広い利用者のニーズに対応するための事業を行う工夫を行っている。	S

【総合評価】

	評価の視点	得点率(評価)(a)	評価配点(b)	評価点(a×b)
1	利用者の平等利用の確保及びサービスの向上	97.5% (S)	25.0	24.4
2	公の施設の効用発揮	89.5% (A)	25.0	22.4
3	適切な維持管理及び管理経費の縮減	94.7% (S)	25.0	23.7
4	団体の人員、資産その他の経営規模及び能力	88.5% (A)	15.0	13.3
5	その他施設の性質または目的に応じた基準	95% (S)	10.0	9.5
合計			100	93.8

※得点率・評価配点・評価点については、原則として、小数点第2位を四捨五入しているため、端数の関係上、評価配点の合計及び評価点の算定結果等が表上の計算と整合しない場合がある。

総合評価	S
------	----------

【モニタリング内容の総括】

指定管理者として13年となるが、利用者のニーズに合わせて提案事業・自主事業とも積極的に実施しており、また、様々な方法を工夫して情報発信を行っている。来館者へのサービスに対する市民の評価も大変高く、適切な施設の管理運営が行われていると評価できる。

<参考>

■ 評価基準表（得点率で判断）

S（90%以上）	業務推進に必要とする水準を満たすだけでなく、より高い水準での施設の管理運営が行われ、積極的な創意工夫や改善活動を主体的に行っている
A（80%以上 90%未満）	業務推進に必要とする水準を満たしていると判断できる
B（60%以上 80%未満）	業務推進に必要とする水準を十分に満たしていないと思われる
C（60%未満）	業務推進が不十分で、今後支障をきたす可能性があり、改善の検討が必要と思われる

■ 「総合評価」の評価基準

評価の視点ごとの得点率及び評価配点をもとに評価点を算出し、上記の評価基準表により評価を行う。

ただし、総合評価がSまたはAとなるためには、評価基準表に定める得点率の基準（S：90%以上、A：80%以上）を満たした上で、以下の要件も満たす必要がある。

総合評価がSとなる要件

5つの評価の視点の評価において、Sが3つ以上であること。

総合評価がAとなる要件

5つの評価の視点の評価において、SまたはAが3つ以上であり、かつ、Cがないこと。